

事 務 連 絡  
平成23年11月22日

各都道府県民生主管部（局）御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業  
(特定の者対象) について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

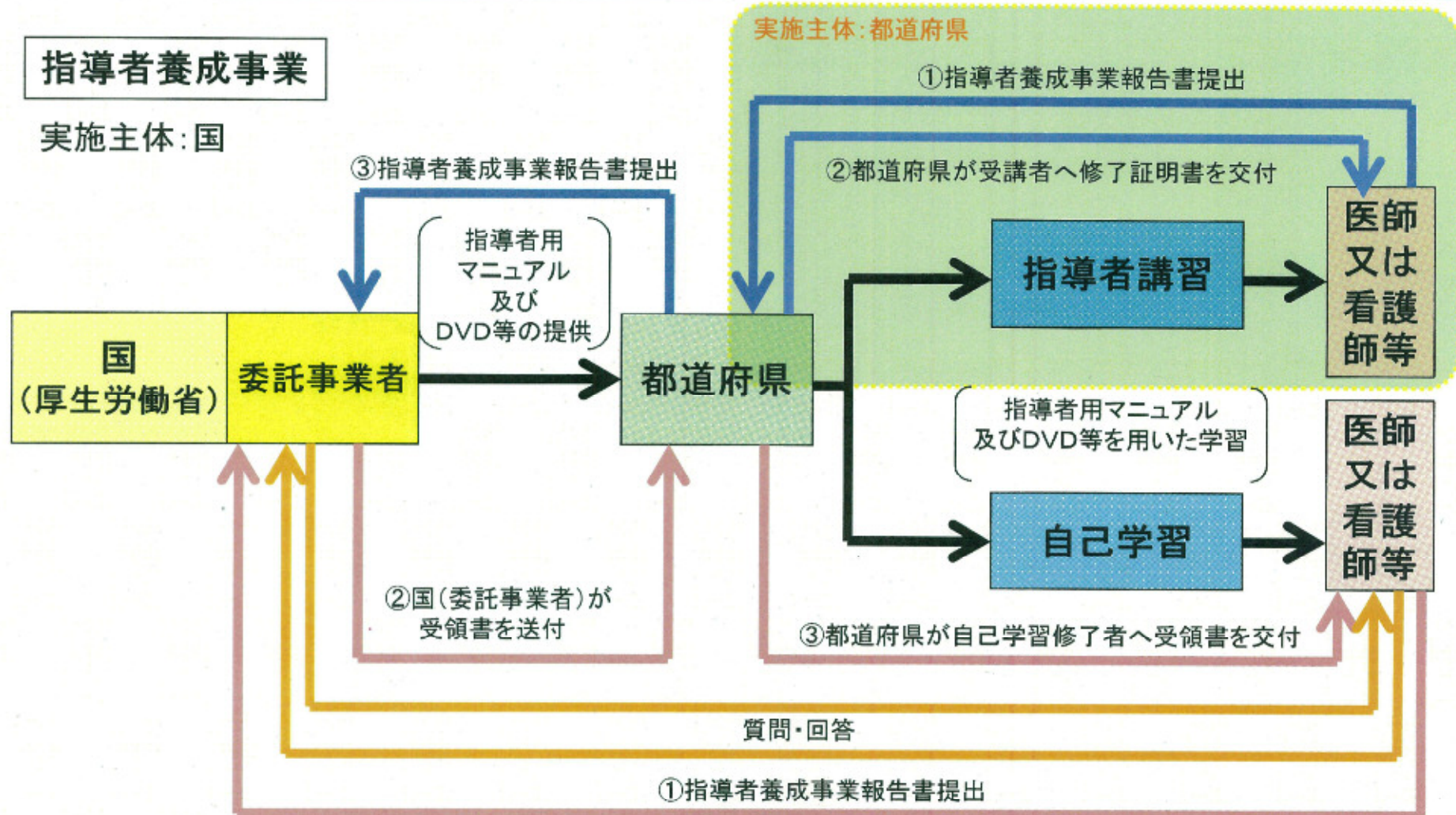
標記については、平成23年9月14日障発0914第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により、実施要綱をお示し、平成23年10月7日事務連絡において、事業の実施方法、「修了書」交付の流れをお示ししているところですが、修了証明書等の交付方法、交付の流れの具体的取扱いについては、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 都道府県において指導者講習を実施する場合
  - ①受講者が都道府県へ指導者養成事業報告書を提出
  - ②都道府県が受講者へ「修了証明書」を交付
  - ③都道府県から厚生労働省委託事業者へ指導者養成事業報告書を提出※ 指導者講習を実施した場合には、都道府県が講習の修了を把握できるため、都道府県から「修了証明書」を交付していただきますようお願いします。
2. 自己学習を実施する場合
  - ①自己学習修了者が厚生労働省委託事業者へ指導者養成事業報告書を提出
  - ②厚生労働省委託事業者が都道府県へ「受領書」を送付
  - ③都道府県が自己学習修了者へ「受領書」を交付



# 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業 (特定の者対象)



## 都道府県研修の講師について

- ※ 基本研修の講義及び演習については、指導者養成事業により講習又は学習を修了した医師、看護師等(これと同等以上の者を含む。)が講師となること。
- ※ 基本研修(講義)のうち、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」の科目については、上記に関わらず、当該科目について相当の学識経験等を有する者を講師として差し支えない。

(表面)

受付番号

平成23年度介護職員等によるたんの吸引等研修  
(特定の者対象)の実施のための指導者養成事業報告書  
受領書

住所

氏名

生年月日

上記の者から報告のあった標記について提出があったことを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働省委託事業者

(株)ピュアスピリッツ 代表取締役 堀 智貴 ㊞

(裏面)

(注意)

- 1) この受領書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この受領書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。